

# 第28回原子力災害からの福島復興再生協議会 議事録

(令和6年2月18日(日)開催)

復興庁

# 第28回 原子力災害からの福島復興再生協議会

## 議事次第

日 時：令和6年2月18日（日）13:30～15:30

場 所：エルティ

1. 開会、挨拶
2. 国からの説明
3. 県からの説明
4. 意見交換
5. 閉会

## 1. 開会、挨拶

○平木復興副大臣 それでは、定刻前でございますが、皆様おそろいですので、ただいまより、「第28回原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます復興副大臣の平木大作でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

会議の開催に当たり、議長であります土屋復興大臣から皆様に、御挨拶を申し上げます。

○土屋復興大臣 皆様、こんにちは。復興大臣の土屋品子でございます。

本日は、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃から復興・再生に向けて懸命に御尽力いただいている皆様方に、改めて敬意と謝意を申し上げます。

それでは、これから座って御挨拶させていただきたいと思っております。

元旦に発生した能登半島地震では、福島県内の自治体・団体からも被災地に対し、支援の手を差し伸べていただき、本当にありがとうございます。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発災から間もなく13年が経過します。昨年9月の復興大臣就任後、福島県の被災地を頻りに訪問し、復興状況や地域ごとの課題等の把握に取り組みつつ、福島の復興・創生に向けて全力で取り組んでまいりました。

まず、帰還困難区域については、昨年11月までに、6町村に設定された特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。拠点区域外についても昨年9月以降、4つの町の特定帰還居住区域復興再生計画を認定しており、避難指示解除に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

次に創造的復興への取組です。F-REIについては、昨年4月の設立後、研究開発を開始するとともに浜通り地域で市町村座談会を開催するなど、認知度向上に取り組んでおります。福島イノベーション・コースト構想についても、浜通り地域等へ企業進出が進むなど、産業集積の芽が着実に始まっております。引き続き福島県をはじめ、関係機関と連携しながら政府一丸となって、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

ALPS処理水に関しては、風評対策に政府一丸となって取り組んでおります。先月にタイ、今月にはベトナムにおいて私自らトップセールスを行うとともに、本日午前中には土湯温泉にて、福島県産食材を使った美食文化を全国に発信するイベントを実施しました。福島県産品の高付加価値化と魅力発信、観光誘客について、引き続き関係省庁や福島県、関係団体と連携して全力で取り組んでまいります。

一方で、福島第一原発においては、昨年10月の洗浄水飛散事案や、先日の放射性物質を含む水が漏れた事案が発生しております。東京電力にはALPS処理水の放出を含め、廃炉等作業に安全に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

復興を進めるに当たり、地元の皆様の生の声を伺うことが大切だと考えております。本日は、皆様の忌憚のない御意見をよろしくをお願いいたします。

○平木復興副大臣 続いて、坂本農林水産大臣から御挨拶を申し上げます。

○坂本農林水産大臣 皆様、こんにちは。御紹介いただきました農林水産大臣を拝命しております坂本哲志と申します。私は、8年前の熊本地震で大きな揺れに見舞われました益城町や西原村、あるいは南阿蘇村など、最も被害が多かったところを選挙区とする者でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、着座にて御挨拶をさせていただきます。

まずは、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に、改めてお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。能登半島地震発災直後から被災者への食料支援をはじめ、現在も復旧復興に政府一丸となって全力で取り組んでいるところです。

農林水産関係の被害の報告を受けておりますと、震災に遭われた福島県の皆様には大変な御苦勞があったことがしのばれます。私自身、先ほど言いましたように熊本地震を経験しましたが、福島県において農林水産業に関わる皆様方の復興への御尽力に、改めて敬意を表するところであります。

東日本大震災から間もなく13年が経過をいたします。復旧事業により津波被災地等のインフラ復旧は相当程度進展しましたが、原子力災害被災地域では営農再開や水産業・林業の再生、風評払拭等、まだまだ取り組むべき大きな課題があります。

本日は、皆様方からいただく御意見、そして、御指摘をしっかりと受け止め、農林水産省として被災地の農林水産業の復興・再生に向けて、全力で取り組んでまいります。

本日は、どうかよろしくお願ひいたします。お世話になります。

○平木復興副大臣 続いて、齋藤経済産業大臣から御挨拶申し上げます。

○齋藤経済産業大臣 まず、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、13年という長きにわたりまして皆様方に多大なる御迷惑・御心配をお掛けいたしております。この場をお借りして改めて重ねておわびを申し上げたいと思います。

昨年12月に経済産業大臣を拝命したわけでありましたが、直ちに福島県を訪問させていただきました。また、年末には東京電力福島第一原子力発電所を視察させていただきました。ALPS処理水、それから、廃炉の状況を自分の目で確認させていただきました。

実は私は経済産業省に勤務をしていた経験がございまして、資源エネルギー庁で電力の担当課長を務めておりました。そういうこともあるものですから、福島県でのこの事故以来、ずっと私の中で気にかかり続けてきたテーマであります。経済産業大臣になった以上は、福島の復興はひとときも停滞は許されないという気持ちで、全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、東京電力の福島第一原発において、作業員の身体汚染や建屋からの水漏れ、こういった事案が発生をして、皆様方に御心配をおかけしており、この点についてもおわびを申し上げます。東京電力からは再発防止策が示されているところ、今後、東京電力の小早川社長を呼びまして、再発防止策の徹底も含め、経営上の最重要課題としてさらなる安全の確保に万全を期して廃炉作業に取り組むよう、指導するつもりです。

2つの事案はいずれも、ALPS処理水の放出作業そのものではありません。また、ALPS処理水の海洋放出については、重層的な対策を講ずることで、規制基準を満たさない放出は行われたいような仕組みとなっておりますが、東京電力には、1つのミスでも地元や社会の信頼を失うことになるのだと、最大限の緊張感を持って取り組む必要があると、さらに厳しく指導していきたいと思っています。

一方、ALPS処理水の海洋放出は、これまでのところ安全に進んでおりまして、魚価の大幅な低下など、現時点で大きな風評影響が生じているとの声は聞いておりません。引き続き安全性・透明性の確保、風評対策、なりわい継続支援に全責任を持って取り組んでいきたいと思っています。また、様々な対策を講じてもお、風評被害が発生した場合には、必要かつ十分な賠償が迅速かつ適切に実施されるよう、東京電力をしっかりと指導していきたいと思っています。

廃炉プロセスにつきましては、今後、最難関の取組となるデブリの取り出しが実施される予定となっております。大変難しい作業が続きますが、世界の英知を結集し、地域の皆様方への丁寧な説明を行いながら、国も前面に立って安全かつ着実に進めてまいりたいと思います。

また、帰還困難区域の避難指示解除に向けて、各自治体におきまして特定帰還居住区域の計画に関する調整が進展中だと聞いております。産業復興についても、事業・なりわいの再興にとどまらず、自立的かつ持続的な発展を実現することを目指して、福島イノベーション・コースト構想の更なる推進に向けた方策をともに検討しているところであります。

今申し上げましたような様々な取組は、私自身が先頭に立って進めていく決意であります。本日お集まりの皆様の一層の御理解と御支援をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○平木復興副大臣 続いて、伊藤環境大臣から御挨拶を申し上げます。

○伊藤環境大臣 皆様、こんにちは。環境大臣の伊藤信太郎でございます。

御参集の皆様におかれましては、日頃の福島復興・再生に向けた長い長い、そして、大変な御尽力に厚く御礼申し上げたいと思います。

環境省では皆様の御協力の下、被災地の皆様が安心して生活できる環境を取り戻すための取組を着実に進めてまいりました。

昨年新たに設定された特定帰還居住区域について、大熊町、双葉町では昨日、そして、本日現地を視察させていただきましたが、既に除染や家屋等の解体に着手しております。その他の地域を含め、避難指示解除に向け、地元の御意見をよく伺いながら、迅速かつ着実に取組を進めてまいります。

また、除去土壌等の県外最終処分については、国としての約束でございます。また、重要な課題でもございます。県外最終処分の実現に向けて、最終処分、再生利用に関する基準の策定など、技術的な検討を取りまとめ、また、全国の理解醸成のための取組をさらに進めてまいりたいと思います。

ALPS処理水の放出については、環境省では海域モニタリングを強化・拡充して実施しております。これまでの分析の結果から、人や環境への影響がないことを確認しております。引き続き客観性、透明性、信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国の内外に分かりやすく発信してまいります。

福島の復興は、これからも環境省として最重要の課題でございます。「福島の復興なくして東北の復興なし。東北の復興なくして日本の再生なし」、この考え方のもと、引き続き全力を尽くしてまいります。

本日は、皆様からの忌憚のない御意見を伺い、それをさらに生かして環境省としても全力を挙げて福島の復興・再生のために努力を続けてまいります。ありがとうございます。

○平木復興副大臣 本日は、森屋内閣官房副長官が出席をしておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○森屋内閣官房副長官 皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました内閣官房副長官、森屋宏でございます。

福島の復興・再生に御尽力をいただいております本日御参加の関係者の皆様方に心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

実は私は8年前の平成28年の3月、総務大臣政務官を務めておりまして、その際もこの会議に参加をさせていただいたところでございます。今日はよろしくようお願い申し上げます。

それでは、着座にて失礼いたします。

改めまして、元日に発生いたしました能登半島地震により被災をされた方々に対しまして、全国各地から多くの支援の手が差し伸べられたところでございますけれども、当地福島からも行政・民間団体等の職員や専門人材を派遣するなどの支援をいただいております。改めてこの場をお借りいたしまして、重ねて御礼を申し上げます。

先ほどお話しさせていただきましたように8年前、この地を訪問させていただきました。震災から5年を経過した当時の状況を思い返しますと、避難指示の解除は一部の市町村にとどまっておりましたが、その後、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、さらに帰還困難区域におきましても、特定復興再生拠点区域の整備や特定帰還居住区域の設定が進むなど、福島の復興は着実に前進しているものと感じております。

また、地域の復興を支えますのは産業・なりわいの再生であります。創造的復興の中核拠点としてF-REIにおいて、ロボットやエネルギー分野をはじめ、研究開発が始まりましたが、企業の稼ぐ力の強化やGXなど、岸田内閣が進めております取組にもつながっているものでございます。

一方で、今も県内外で避難生活を余儀なくされている方々もいらっしゃると思います。また、地域によって復興のステージも異なり、ALPS処理水の海洋放出による風評対策など、新たな課題も生じております。今後も中長期的な対応が必要であると考えております。

原子力災害からの福島の復興・再生は、岸田内閣の最重要課題でございます。引き続き被災地の皆様に寄り添いながら全力を尽くしてまいります。本日は、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○平木復興副大臣 それでは、福島県、内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 初めに、能登半島地震によって亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、今なお苦しんでおられる被災地の皆さん、避難者の皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

元旦は福島も大きな揺れに見舞われました。県民も含め、2011年の東日本大震災・原発事故がフラッシュバックした方も数多くおられます。また、その後の各種報道等を見ながら、まさにこの能登半島で起きている、あるいは被災地で起きていることは他人事ではなく我が事だという思いでいる県民が数多くおられます。

そのような中で、福島県としても、これまでお世話になってきた、その御恩に対する思いも込めて、最大限の支援を行っているところであり、今後とも継続をしてまいります。

本日は、土屋復興大臣、坂本農林水産大臣、齋藤経済産業大臣、伊藤環境大臣、森屋内閣官房副長官をはじめ、副大臣、そして、政府の幹部の皆さんにこうしてお集まりをいただきました。皆さんには、福島の復興・再生に多大なる御尽力をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。

また、特に令和6年度予算におきましても、私どもの様々な要望を踏まえた対応をしっかりといただいたことに、重ねて御礼を申し上げます。

先ほど来、土屋復興大臣等からお話をいただきましたが、昨年の1年で福島の復興は着実に前進しており、福島の復興は新たなステージを迎えています。

一方で、福島の復興に向けては、廃炉作業が安全かつ着実に進められることが復興の大前提であり、除去土壌等の県外最終処分や使用済み燃料の確実な県外搬出、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害への懸念など、様々な重い課題に対し、最後まで責任を持って対応していただかなければなりません。

また、第2期復興・創生期間も残り2年余りとなりました。原子力災害に伴う様々な課題に中長期的に対応していくためにも、安心して切れ目なく取組を進めるための十分な財源と枠組み、そして、復興を支える制度がしっかりと確保されるよう、お願いをいたします。県といたしましても、県民の皆さんとともに明るい福島の未来を創り上げていけるよう、全力を尽くしてまいります。

本日は、避難地域の復興・再生、風評払拭と風化の防止、福島イノベーション・コースト構想の実現など、原子力災害という福島特有の課題解決に向けた具体的な議論を交わしていきたいと考えております。

また、本日は福島の各界の代表の皆さんにもお集まりをいただいておりますので、ぜひ真剣にその思いを聞いていただければと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○平木復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方はここで御退室を願います。参加者の皆様は退室が終わるまで、しばらくこのままでお待ちください。

(報道関係者退室)

## 2. 国からの説明

○平木復興副大臣 それでは、議事進行に移らせていただきます。

本日は、国側、県側からそれぞれ説明後、意見交換に移ります。なお、本日は公務御多忙の折、会議終了後に御予定が入っている出席者の方もおられると伺っております。つきましては、円滑な議事進行に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、「福島への復興・再生に向けた取組状況」について事務局から説明いたします。

○桜町統括官（復興庁） 復興庁統括官の桜町でございます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料1の2ページを御覧いただければと存じます。

まず、特定復興再生拠点区域についてでございますけれども、昨年11月までに、6町村の拠点区域の避難指示が全て解除されました。

3～5ページ目は、解除された拠点区域の復興状況を整理させていただいたものでございますけれども、全体として、徐々にではありますけれども、着実に復興は前に進んでいる状況でございます。

3ページ、富岡町では昨年4月に夜の森・大菅地区を中心とする拠点区域が解除されるなど、拠点として一体的なまちづくりが進み始めるステージにございます。

大熊町では大野駅を中心に復興事業が進む予定で、本年中には福島再生賃貸住宅の供用や産業交流施設などの開業が予定をされております。

4ページ目、双葉町では双葉駅の西側において災害公営住宅など全86戸の整備を進めておりまして、駅の東側においては2025年度中にもスーパーや飲食店の開業が予定をされております。浪江町では大堀相馬焼の窯が大堀地区に整備されるとともに、津島地区では再生賃貸住宅の整備に加えまして移動販売も開始をされたところでございます。

5ページ目、葛尾村では交流施設や集会所といったハード施設が整備をされまして、野菜や水稻などの実証栽培といった取組が行われております。

飯舘村では昨年5月に整備された長泥コミュニティーセンターで地区住民と地域外の学生等の交流が始まっている状況でございます。

6ページ目、拠点区域外への対応でございます。2021年8月には、「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める」とこととしたところでございまして、7ページにございます特定帰還居住区域復興再生計画の認定を大熊町、双葉町、浪江町、富岡町について、それぞれ進めているところでございます。これらの認定を踏まえまして、除染、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組をスピード感を持って進めてまいります。



8 ページ目、福島国際研究教育機構、いわゆるF-REIについてでございます。世界に冠たる創造的復興の中核拠点を目指して昨年4月に創設されたF-REIは、山崎理事長のリーダーシップの下、創設当初からスタートダッシュを切っているところでございまして、9 ページ目でございますように、活動の本丸の研究開発につきましては、ロボット分野などの5分野の研究開発につきまして、今年度は27テーマの委託研究について公募を行いまして、このうち現在9つのテーマで既に研究開発を開始しているところでございます。

10ページの右にございますように、研究のシーズ・ニーズを把握するため、15市町村で座談会を開催し、また、地域人材の育成のため、11ページのように県内の大学など14校でF-REIトップセミナーを開催するとともに、12ページの右にございますように、8つの自治体や大学などとMOUも締結をいたしました。さらに、施設整備につきましても、用地取得を進めているほか、13ページにございますように、先月には施設基本計画を策定いたしました。来年度からは設計に着手する予定でございます。

福島イノベーション・コースト構想につきましては、14ページにございますように、浜通り地域等における新たな産業基盤の構築を目指す取組で、2014年から開始されました。これまで浜通り地域などに400を超える企業が新たに立地をいたしまして、累計4,000名超の雇用が創出をされております。引き続き、15ページにございます重点6分野において、研究開発や実証を通じ、今後の浜通り地域等の産業復興に向けて、福島県やF-REIとも連携をしながら、取組を加速してまいります。

16ページ、最後に風評払拭に向けた取組でございます。昨年8月からALPS処理水の海洋放出が開始されてございまして、11月までに3回目の放出が完了してございます。復興庁といたしましては、あらゆる機会を捉えて正確な情報を提供するとともに、17ページ、18ページにございますように、三陸・常磐ものの魅力を国内外に向けて引き続き積極的に発信してまいります。

なお、19ページにございますように、風評払拭に向けては関係各省庁とも連携をいたしまして、政府全体として取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○平木復興副大臣 次に、「東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策及び避難指示解除、産業復興の状況」について、原子力災害対策本部から説明いたします。

○片岡福島復興推進グループ長（経済産業省） 片岡と申します。

資料2を御覧いただければと思います。

2 ページ、初めに、福島第一原発で発生いたしました身体汚染の事案と水漏れの事案につきまして、皆様には大変御迷惑・御心配をおかけしてございまして、おわびを申し上げます。水漏れの事案につきましては、東京電力自身が設備の管理を行うなど、再発防止を行うこととしていますが、その徹底を含め、さらなる安全確保に万全を期して廃炉作業に取り組むよう、しっかり指導してまいります。

3 ページを御覧ください。

ALPS処理水の海洋放出後の現状です。お示しのモニタリング結果のとおり、計画どおり安全であることが確認されております。また、東京都中央卸売市場における魚価を見ても福島県水産物の価格の下落は見られませんし、現時点で大きな風評影響が生じているという声は聞いておりません。

4 ページを御覧ください。

中国等の輸入規制によりましてホタテなどに影響が生じておりますけれども、輸出額は前年水準に近づいてきております。国内消費は前年よりも高くなっております。引き続き科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃を求めるとともに、予算措置等による支援などに取り組んでまいります。

5 ページを御覧ください。

先月より三陸・常磐ウィークスの第3弾を実施しておりますけれども、引き続き、三陸・常磐ものの魅力の発信、学校給食などを通じた消費拡大、海外への販路拡大支援を実施してまいります。

6 ページを御覧ください。

東京電力福島第一原発の廃炉におきましては、今後最難関の燃料デブリ取り出しを行う予定です。遅くとも2024年10月頃までに2号機試験的取り出しに着手するべく、安全かつ着実に進めてまいります。

7 ページを御覧ください。

避難指示解除に向けまして、特定帰還居住区域の計画認定と除染・インフラ整備を地元の方々の御意向を丁寧に確認しながら進めております。

8 ページを御覧ください。

産業復興でございます。産業復興のために事業・なりわい再建に加えまして、新産業の創出、交流人口の拡大に取り組みます。その際、地域の実情に応じた支援、民間資金の呼び込み、広域連携、新たなプレイヤーの創出など、より効果的に復興を加速させるための支援の取組を実施してまいります。

9 ページを御覧ください。

イノベ構想をより一層推進し、最先端のイノベーション創出を通じた産業集積の求心力の向上、社会課題解決の先進的なモデルの構築により、自立的・持続的な産業発展を目指してまいります。

10 ページを御覧ください。

交流人口拡大や投資促進に向けまして万博も活用しながら、地域の魅力を発信してまいります。

最後に11ページを御覧ください。

先般、山田洋次監督もいらしておられましたけれども、映像・芸術文化プロジェクトを進めてまいりまして、地域の発展に貢献してまいりたい、このように考えてございます。

以上です。

○平木復興副大臣 次に、「被災地の復興・再生に向けた環境省の取組」について、環境省から説明いたします。

○前佛環境再生・資源循環局長（環境省） 環境省でございます。

資料3について御説明申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。

帰還困難区域におけます除染・家屋等の解体の取組についてになります。特定復興再生拠点区域につきましては除染等を進め、昨年11月末までに6町村全ての避難指示が解除されたところでございます。引き続き地元の御意見を伺いながら、フォローアップ除染などに対応してまいりたいと考えております。新たに設定されました特定帰還居住区域につきましても、区域が設定された後、除染や家屋等の解体を迅速に実施してまいります。昨年9月に区域が設定されました大熊町、双葉町の一部の地域につきましては、12月に除染等に着手したところでございます。今年、区域設定されました浪江町、富岡町につきましても、早期着手に向けて準備を進めてまいります。

2 ページ目を御覧ください。

中間貯蔵施設事業についてになります。中間貯蔵施設につきましては、大変重い決断を大熊町、双葉町にさせていただき、受け入れていただいたものでございます。本年1月末時点におきまして、特定復興再生拠点区域からの土壌も含め、約1,376万立方メートルを搬入しているところでございます。なお、土壌等の搬出が完了いたしました仮置場につきましては、土地所有者や地元市町村などとも調整をしながら原状回復を実施し、順次返地を進めているところでございます。引き続き安全第一を旨に取り組んでまいります。

3 ページ目を御覧ください。

県外最終処分、再生利用の取組についてになります。福島県内で発生した除去土壌等につきましては、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了することとなっております。最終処分の実現に向けましては、再生利用の実証事業や減容化の技術開発等で得られた知見、また、IAEAなどの有識者からの助言等を踏まえ、2024年度中に減容化技術の絞り込みや最終処分・再生利用に係る基準、また、最終処分場の構造や必要な面積などについて取りまとめることとしております。検討を着実に進めてまいります。

また、2025年度以降、速やかに再生利用や最終処分の事業実施に向けた議論を開始できるよう、今、地域とのコミュニケーションの在り方などについて検討する有識者会議を設置し、議論を開始したところでございます。

4 ページ目を御覧ください。

理解醸成の取組についてになります。除去土壌の再生利用や最終処分を進めるためには全国的な理解醸成が必要不可欠でございます。現在、大学等での講義や現地での見学会、また、ウェブメディア等を活用した情報発信などの取組を行っているところでございます。来年度は最終処分・再生利用の基準、また、最終処分場の構造・面積を取りまとめることになっております。再生利用・最終処分の必要性・安全性等につきまして、情報発信をさ

らに強化してまいります。

最後に5ページ目を御覧ください。

ALPS処理水に係る海域モニタリングについてでございます。これまで環境省におきましては海域モニタリングを実施し、その分析結果につきまして公表等をしているところでございます。これまでの分析の結果では、人や環境への影響がないことを確認しております。この結果は全て環境省のウェブサイトやSNSを通じて、速やかに情報発信を行っているところでございます。環境省といたしましては、引き続き、客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国内外に分かりやすく発信してまいります。

説明は以上になります。

○平木復興副大臣 次に、「福島への復興・再生に向けた農林水産省の取組」について、農林水産省から説明いたします。

○松尾危機管理・政策立案総括審議官（農林水産省） 農林水産省でございます。

資料4を見ていただきたいと思います。

1ページでございます。

農業についてでございます。左下の営農再開面積のグラフを御覧ください。原子力被災を受けております12市町村では、令和7年度末の営農再開目標面積1万ヘクタールに対し、現在の進捗が80%ということで、着実に推進しております。

また、右側のグラフを見ていただきたいと思います。営農再開の状況は市町村ごとに異なっておりまして、特に避難指示の解除が遅れた市町村、こういったところはやや遅れてございますので、現在こういったところを中心に、営農再開の取組を進めているところでございます。

2ページ目を御覧ください。

現在の取組状況でございますけれども、農林水産省におきましては、富岡町に東北農政局震災復興室といったものを置きまして、地域の取組を支援しております。

また、最近では左下でございますような高付加価値産地の展開ということで、例えばパックご飯の工場でございますとか、野菜工場でございますとか、こういった付加価値の高い取組を進めております。

また、右上でございますけれども、農地の集積・集約、特に集団化しながら効率よくやっていくのが重要になっておりますので、県の農地バンクと一緒に、これも各市町に現地のコーディネーターを置きまして、こういった方々と一緒に、担い手の掘り起こしをやっているわけでございます。

それから、担い手がなかなか集まらないというところでは、右下でございますような取組ということで、例えば公社による取組といったことも行っているところでございます。

3ページ目でございます。

左側にあります南相馬の園芸団地・集出荷施設が、7月から稼働しております。また、浪江町の水稲育苗施設でも、タマネギの育苗といったことで活用しております。

それから、右側のF-REIということで、先ほどございましたけれども、こういったところでも農林水産分野の実証研究ということで進めております。

4 ページ目を御覧ください。

森林・林業でございます。海岸防災林の復旧は9割程度完了しております。施設内で栽培する菌床しいたけは、回復しておりますけれども、原木しいたけが10%にとどまっております。

5 ページ目を御覧ください。

右側でございますような、しいたけの原木の計画的な再生ということで、里山・広葉樹林再生プロジェクトといったものを推進しております。また、特用林産物の出荷制限の解除に向けて取組を進めておりまして、例えば非破壊検査による基準値を下回ることができたものは出荷可能ということで、なめことといったものが出荷可能になっているところでございます。

6 ページ目、水産業でございます。被災漁港の全ては復旧いたしまして、産地の市場も再開しております。

7 ページ目を御覧ください。

他方、沿岸漁業の水揚量は回復しつつあるものの、震災前の25%ということでとどまっているところでございます。引き続き、右側でございますような「がんばる漁業復興支援事業」ということで、水揚量の増加に後押しを行っております。

8 ページ目でございます。

令和3年4月、ALPS処理水の処分方針を受けまして、漁業者の皆様が安心してできるように、生産、加工、流通、一貫して支援を行っているところでございます。

最後に9ページ目でございます。

その中で、ALPS処理水ということで、農林水産省といたしましても関係省庁と連携しながら放射性物質に関する情報発信をしております。特に令和4年度から実施しているトリチウムの水産物モニタリング検査につきましては、検査開始以来、全て検出限界値未満になっております。現在、こういったモニタリングの検査につきましては、迅速分析法ということで、速やかに情報を提供できるようにしておりまして、こういったものをホームページに掲載して、御理解をいただけるように取り組んでおります。引き続き、しっかり対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

### 3. 県からの説明

○平木復興副大臣 次に、「ふくしま復興・創生に向けて」について、福島県内堀知事から説明をお願いいたします。

○内堀福島県知事 皆さん、資料5を御覧ください。

今日は7点お話をします。

1 ページは、避難地域の復興・再生について。主に下の枠囲みの中の赤い字のところを御覧ください。

県内全ての特定復興再生拠点区域において避難指示が解除されました。また、特定帰還居住区域が設定され、一部では除染が開始されるなど、復興に向けた歩みは着実に前進しています。

一方、地域によって復興のステージは大きく異なります。さらに、課題が複雑化・多様化しており、復興の進捗や現場の実情に応じたきめ細かな対応が必要です。引き続き、国、県、市町村等が連携し、帰還環境の整備を始め、事業・なりわいの再建や営農再開等に取り組むとともに、復興・再生に必要不可欠となる多様な担い手の確保・育成や移住・定住の促進、安定した住まいの確保等の取組を進めることが、極めて重要です。

加えて、中長期にわたる取組を着実に推進するため、被災自治体への人的支援の継続が不可欠です。

また、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外については、各自治体の意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、最後まで責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

2 ページをお願いいたします。

次は被災者の生活再建についてです。避難生活の長期化等に伴い、被災者を取り巻く課題は個別化・複雑化しています。被災者一人一人への心のケアなどに取り組むとともに、幅広いニーズに応じた医療提供体制の再構築に向け、施設の再開・開設に加えて、それらを担う人材の安定的な確保及び県内定着を促進する取組が重要です。住民の帰還促進等に向けて魅力ある学校教育は不可欠であり、教育環境の整備・充実に向けた支援が必要です。

3 ページをお願いいたします。

風評払拭・風化防止対策についてです。県産食品については、いまだ7つの国・地域で輸入規制が継続されているほか、県産農林水産物については、全国との価格差が固定化するなど、根強く残る風評を払拭するための取組が必要であることに加え、風化への対応も不可欠です。引き続き、正確な情報や魅力を発信し、県産品等の流通促進や販路開拓につなげるとともに、ホープツーリズム等を推進しながら、観光誘客の促進に取り組む必要があります。

ALPS処理水の問題は福島県だけの問題ではなく、日本全体の問題であることから、国は、今後も、国内外における正確な情報発信と理解醸成に向けた対話の継続、万全な風評対策などに最後まで全責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

4 ページをお願いいたします。

福島イノベーション・コースト構想についてです。産業集積のみならず、構想を支える教育、人材の育成、浜通り地域等への積極的な人の呼び込みなど、幅広い取組を進めており、成果が着実に現れています。一方で、居住人口や就業者数、製造品出荷額等は依然として十分に回復していない状況にあり、今後も国、市町村、関係機関等が力を合わせ、取

組を加速させていくことが重要です。

福島国際研究教育機構については、座談会やトップセミナーを開催するなど、創造的復興の中核拠点を目指した取組を着実に進めています。F-REIの研究開発、産業化、人材育成等の機能が最大限発揮されるよう、国、市町村、関係機関等と連携して取り組む必要があります。

5 ページをお願いいたします。

地域産業の再生及び新産業の創出についてです。甚大な複合災害の影響は県内全域の様々な業種に及んでいるため、引き続き、地域産業の再生や新産業の育成・集積、雇用の創出などに取り組む必要があります。

農林水産業については、福島ならではのブランド力強化による風評払拭及び生産力の回復に向け、生産から流通販売に至るまで、切れ目のない発展的な取組が必要です。特に水産業については、関係者が安心してなりわいを継続し、将来にわたり生産拡大や販路回復などに取り組めるよう、水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じる必要があります。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大や水素社会の実現に取り組むとともに、医療、航空宇宙などの関連産業の育成・集積や高度人材の育成を進める必要があります。

6 ページをお願いいたします。

環境回復及び復興を支えるインフラ整備についてです。法律に定められた2045年3月までの除去土壌等の県外最終処分まで、あと21年しかありません。一方で、中間貯蔵除去土壌等の技術開発戦略において、令和7年度以降の工程は明示されていません。国は県外最終処分に向けた具体的な方針・工程を早期に明示し、県民・国民の目に見える形で取組を加速させることが極めて重要です。

インフラ等の環境整備を一層加速するため、福島復興再生道路などの道路整備、広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築、国際物流ターミナル整備等の事業やカーボンニュートラルに向けた取組を推進することに加えて、復興祈念公園の整備等に取り組む必要があります。

7 ページをお願いいたします。

第2期復興・創生期間以降における取組の推進です。今なお原子力災害の影響は現在進行形で続いており、福島特有の困難な課題が山積しています。さらに復興のステージが進むにつれ、新たな課題やニーズが発生するなど、福島の復興は今後も長く厳しい戦いが続きます。

既存の財源フレーム決定後に生じた課題やニーズに対応するための経費が増大しており、令和7年度予算の財源が非常に厳しくなることが想定されます。事業執行に必要な予算が確保されず、福島の復興に遅れが生じることはあってはなりません。復興の基本方針に基づき、第2期復興・創生期間における必要な事業執行に支障が生じないよう、財源フレームの見直しを行うことが極めて重要です。

また、福島復興には長い期間が必要です。原子力災害に伴う課題は福島県だけの問題ではなく日本全体の問題であり、国が前面に立ち、福島復興に最後まで責任を持って対応していただく必要があります。

加えて、これまでの取組についても復興の進捗に伴う状況の変化を踏まえて進化させていくとともに、新たに生じた課題やニーズにも時期を逃さず適切に対応していく必要があります。

令和5年度税制改正の大綱において息の長い取組をしっかりと支援できるよう、財源については責任を持って確実に確保するとされたことを遵守し、政府として第2期復興・創生期間後における十分な財源と枠組み、復興を支える制度をしっかりと確保していただくようお願いいたします。

引き続き、国、県、市町村、関係団体等が共通の認識の下、思いを一つに福島復興に取り組むことが不可欠です。

私からの説明は以上であります。

#### 4. 意見交換

○平木復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、ここからは御出席の皆様にご議論いただければと思っております。誠に勝手ながら、出席者名簿を下から順番に指名させていただきます。なお、発言については、各代表3分をお願いいたします。

初めに、福島県農業協同組合中央会、管野代表理事会長、お願いいたします。

○管野福島県農業協同組合中央会代表理事会長 御指名いただきましたJA福島中央会の管野でございます。福島復興につきましては、日頃から先生方に大変お世話になっておりまして、私のほうからも感謝を申し上げたいと思います。

なお、午前中もおいしい料理をいただきまして、腹いっぱいちょっと眠気が差すような感じなのですが、しっかりとやらせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

3点ほど申し上げますが、まず1点目は、先ほども内堀知事のほうからありましたが、F-REIの対応でございます。私ども農業関係についても、おおよそ主要項目についてのタイトルがついてきたようなイメージで私も認識しておりますが、特に担い手が不足していく高齢化社会の中で、自動化、あるいはロボット化とかができるものについては、担い手の一部として捉えていただいて、それらが十分に近い将来、世界にないようなものが実現するように、これは何回も言っているのですが、取組が明確になってこないの、お願いしておきます。

2つ目は、先ほど内堀知事の説明にありましたように、第2期復興・創生期間が令和7年度で終わり、次のステージに向けてどのような姿を国としてイメージしているのかどうかというところが、まず、私ども非常に心配で、将来の営農の姿を見通せないというような部分もございまして、しっかりとやっていただきたいと思います。



特にその中でも、今、高付加価値産地支援の中で出ておりますのは、大型の牧場が出てくるというようなことで、今、工事なり事業の認可待ちというような部分でございます。その中で、特に耕畜連携としてWCS (Whole Crop Silage) の収穫について。これは株から実がついたまま刈り取って、収穫してサイレージ化する機械なのですが、福島では通常の収穫と異なり大型機械を用いるため、これらが寿命と耐久力の面で非常に厳しいと、業界で言われております。大面積の収穫をこなすには、期間が限定されてきますので、天気次第では非常に品質のよいものばかりが出来上がらないというのが現実でございますし、担い手も高齢化した中で若手に頼もうとすると、機械をフルに活用したような収穫作業をイメージせざるを得ませんので。その辺の御配慮を特にお願いしておきます。

もう1点は、東電関連で、経済産業省になるかと思いますが、私どもJAグループとして、2011年の原発事故発生後に協議会を設立し、損害賠償を求めてきました。その中で賠償のフレームができ、順調に合意の下に進められ、3,700億円を超えるくらいの金額が支払われているわけですが、昨年8月以降、それらから品目を除外せざるを得ないようなニュアンスに、合意なしに東電の一方的な進めになっておりますので、齋藤大臣のほうから資源エネルギー庁を通して、御指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

時間でございますので、これで止めさせていただきます。よろしくお願ひします。

○平木復興副大臣 続きまして、福島県商工会議所連合会、渡邊会長、お願ひいたします。

○渡邊福島県商工会議所連合会長 まず、本年1月1日に発生しました能登半島地震によりまして被災した方々に対して、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。能登半島には3つの商工会議所がございまして、私たち商工会議所としても能登地域の復興に向け、様々な支援をしていきたいと考えております。

改めまして、東日本大震災から間もなく13年が経過しようとしております。国におかれましては、本県の復興・再生に向け、主体的かつ積極的に取り組んでいただき深く感謝を申し上げます。しかし、福島第一原子力発電所の廃炉は、今後30年もの長きにわたって行われ、福島県の原子力災害はまだ現在進行形の状況にございます。原発事故の完全な終息に向け、2025年度までとされている第2期復興・創生期間終了後も十分かつ安定的な制度財源を確保し、長期にわたる復興・創生を確実に進めていただけますようお願い申し上げます。

その他、3つの事項についてお願ひを申し上げます。

初めに、昨年8月より開始されたALPS処理水の海洋放出への的確な対応並びに風評対策の徹底、確実かつ迅速な賠償の実施についてでございます。皆様の御支援のおかげもあり、目立った風評被害は出ていないようではありますが、一部の国による禁輸措置等の影響により、漁業のみならず、それ以外の産業においても大きな負担となっております。全てのALPS処理水の放出が終了するまでの今後数十年の間、国は全責任を持ち、安全性を確保した上で事故のないよう、確実に処理を実施することを引き続き、国民にしっかりと示していただきたいと思ひます。

そのためにも、国内外に向け正しい情報発信を続けていくこと、そして、東北の食品を中心とした禁輸措置を取る国に対して、あらゆる機会を捉えて即時撤廃を強く求めているだくとともに、関連する賠償に関しては国の主導の下、地域、業種、期間を限定せずに、速やかにかつ確実に実施することをお願いしたいと思います。

続きまして、福島国際研究教育機構（F-REI）を中核とした福島イノベーション・コースト構想の推進についてでございます。約13年という歳月の中で着実に復興は推進しておりますが、原子力災害に見舞われた浜通り地域に関しましては、福島イノベーション・コースト構想の下で新たな産業基盤の創出が進められておりますが、製造品出荷額、居住人口、就業者数などは十分に回復しておらず、人材不足も大きな問題となっております。

昨年4月、創造的復興の中核拠点施設として福島国際研究教育機構（F-REI）が浪江町に設立されましたが、その具体的な取組内容について、いまだ県民や事業者の理解が十分とは言えない状況です。この施設は本県復興の象徴になるものと考えています。F-REIの具体的研究や取組内容が1日も早く県民に理解されるものとなり、県内事業者がその研究・取組内容を自分ごととして捉え、その効果が県内全体に波及すること、そして、研究者が福島の地に中長期的に滞在し、研究に取り組むことのできる環境整備をお願いいたします。

最後に、風評払拭に向けた観光・交流人口の拡大についてでございます。本県では大震災と原発事故からの復興の歩みを発信する独自旅行規制施策であるホープツーリズムによる震災・防災学習の機会を提供しておりますが、震災を経験していない世代が増えるにつれて風化が危惧されております。ありのままの福島を知っていただくためにも、福島を訪れていただく方々を増やすことが重要であり、ぜひホープツーリズムの定着、観光・交流人口の拡大への力強い御支援をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○平木復興副大臣 続きまして、相馬地方市町村会、杉岡代表、お願いいたします。

○杉岡相馬地方市町村会代表（福島県飯舘村長） 皆様、改めましてこんにちは。

相馬地方市町村会の代表を務めております飯舘村長の杉岡誠です。この場をお借りしまして、日頃から大変お世話になっておりますことを改めて、御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

私からは相馬地方市町村会を代表して2点、産業・カーボンニュートラルについてというものと、産業の活性化に向けての道路整備について申し上げたいと思います。

まず、産業・カーボンニュートラルについてであります。相馬地方市町村会のそれぞれの市町村においてはカーボンニュートラルと循環型社会の実現に向け、イノベ構想に基づく事業者との連携やスマートコミュニティー事業等に取り組んでいるところであります。その中でも、飯舘村は木質バイオマス発電事業や資源活用型施設などの誘致に取り組んでいるところでありますが、中山間地ならではの森林を生かす取組や農地を生かす取組、また、再生資源を生かす取組など、脱炭素実行計画を策定しながら、短期的、あるいは長期的に取組を展開してまいりたいと思っております。

そういったことを踏まえまして、イノベ構想6分野であるエネルギー、環境、リサイクルを進めるとともに、各市町村の計画に沿った支援を要望するものであります。

次に産業の活性化に向けての道路整備についてであります。令和3年に全線開通した東北中央自動車道は、命の道路としての迅速で安定した救急医療活動や、令和4年3月発災の福島県沖地震時には、桑折－相馬間において伊達橋の代替道路としても機能し、まさにフル活用がなされているところであります。当村としても、東北中央自動車道を活用した企業誘致、産業振興を進めていきたいと考えております。このことから、当村の中心部にある深谷地区に計画している産業団地と東北中央自動車道をつなぐ道路として、アクセス道の整備を強く要望するものであります。

以上であります。

○平木復興副大臣　続きまして、双葉地方町村会、篠木代表、お願いいたします。

○篠木双葉地方町村会代表（福島県葛尾村長）　双葉地方町村会会長で葛尾村長の篠木でございます。国、県の皆様におかれましては、被災地復興のために日々御尽力をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

私からは3点ほど申し上げさせていただきます。

まず、1点目は復興に必要な財源の確保についてであります。第2期復興・創生期間も折り返しを過ぎましたが、ALPS処理水の海洋放出や第一原発の廃炉には30年から40年が必要と言われており、原子力災害からの復興を成し遂げるには、期間終了以降も福島再生加速化交付金等の予算を十分に確保いただくとともに、復興を支える制度の継続をお願いいたします。

2点目は特定帰還居住区域等への対応についてでございます。これまで、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の各町が策定した当該区域の復興再生計画が認定され、一部では既に先行除染も行われておりますが、今後提出される他の地域での復興再生計画につきましても早期に認定を行い、避難指示の解除に向け、速やかに除染や家屋解体等に着手していただくようお願いいたします。また、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域を除く地域についても、除染や家屋解体等についての方針をできる限り早期にお示し願います。

3点目につきましては、ALPS処理水の処分及び安全確実な廃炉作業の実施についてであります。ALPS処理水の海洋放出につきましては、これまでのところ順調に行われておりますが、先ほど齋藤経済産業大臣からの御挨拶にもありましたように、昨年ALPSの配管洗浄中の事故に続きまして、今般、放射性物質を含む水の漏えい事故が発生いたしました。地元住民の不安も高まっていることから、今後、このような事故が二度と起こらないよう、緊張感を持って作業に当たるよう、また、廃炉についても懸案となっている燃料デブリの取り出しに向け、安全かつ確実に進めるよう、東京電力に対して指導・監督をお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○平木復興副大臣 続きまして、福島県原子力発電所所在町協議会、伊澤代表、お願いいたします。

○伊澤福島県原子力発電所所在町協議会代表（福島県双葉町長） 福島県原子力発電所所在町協議会会長の双葉町長、伊澤でございます。

私からは4点お願いいたします。

1点目は、特定帰還居住区域の幅広い認定と帰還困難区域の早急な除染、避難指示解除についてであります。帰還困難区域においては、帰還意向のある住民が帰還できるよう、昨年6月に特定帰還居住区域を設定できる制度が創設され、住民の帰還促進を期待しているところですが、現時点においては帰還意向のある住民の宅地については区域に含まれるものの、震災前に住民がなりわいとしていた農地や山林については区域から外れるなど、帰還される住民が本当に安心して帰還いただけるのか、不安を拭いきれておりません。

特定帰還居住区域については、住民の帰還後の生活の再建を常に念頭に置き、帰還意向のある住民が安心して帰還できるよう、町や住民の意向を十分に考慮した上で農地や山林も日常生活の範囲として幅広く捉えるなど、住民の帰還意欲が高まるような復興再生計画となるよう、強く要望いたします。

また、帰還意向のある住民を2020年代までに帰還させることが最終目的ではなく、あくまで全域が避難指示解除されることが大前提だと考えております。国としては復興再生計画の認定と並行して、帰還困難区域の全域避難指示解除に向けた取組を早急に具体化し、必要な措置を講じるようお願いいたします。

2点目は、避難地域の復興財源の確保についてであります。双葉町をはじめ、被災地域の復興を前進させるためにも、第2期復興・創生期間はもとより、それ以後も復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例を継続するとともに、福島再生加速化交付金などについて、中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用をお願いいたします。

3点目は、廃炉及びALPS処理水の海洋放出の安全かつ着実な実施についてであります。東京電力において、ALPS処理水の海洋放出をこれまで3回実施しており、いずれも海域モニタリングの結果等に異常がなかったことを報告いただいておりますが、ALPS処理水の取扱いを含め、福島第一、第二原子力発電所の廃炉作業は、長期間にわたる取組が必要となります。国においては、廃炉作業やALPS処理水の海洋放出が安全かつ着実に実施されるよう、国が前面に立ち最後まで責任を持って地元へ寄り添いながら万全な対策を講じるとともに、引き続き、東京電力に対して監督・指導を徹底していただきますよう、お願いいたします。

最後に、原子力損害賠償についてであります。双葉町では令和4年8月30日によりやく特定復興再生拠点区域が解除されましたが、中間指針第五次追補においては、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間の目安が平成30年3月末までとされております。指針が賠償の上限額ではないことや、指針に示されなかったものも相当因果関係のある損害

と認められるものは、賠償の対象となることは認識しておりますが、今回の第五次追補で賠償対象期間の目安が明示されたことで、東京電力からの損害賠償の賠償対象期間は平成30年3月までにとどまっております。国においては改めて、被害者の実態を十分に認識いただいた上で、被害実態に即した損害賠償が実行されるよう、再度中間指針を見直していただきますよう、お願いをいたします。

私からは以上です。

○平木復興副大臣 続きまして、福島県町村会、宮田代表、お願いいたします。

○宮田福島県町村会代表（福島県塙町長） 県町村会長を務めております塙町長の宮田であります。

私からは2点申し上げます。

1点目は、原子力災害からの確実な復興であります。令和6年度予算案までの財源フレーム対象経費を積み上げますと32.6兆円、（平成23年度～令和7年度までの15年間で見込まれる復興の事業規模32.9兆円と比べると）単純計算で令和7年度の復興財源は3,000億円程度となります。今後の予算の執行状況や令和7年度に予算計上すべき事業などを見極めていく必要があることは理解しておりますが、特定復興再生拠点区域のさらなる整備や特定帰還居住区域の本格除染など、政府が示した2020年代に希望する全員が帰還できる環境整備の実現を図るためには、残された財源を上回る追加財源の確保が必要となることが想定されます。つきましては、必要に応じた財源フレームの見直しなど、当県復興に支障が生じるようなことがないよう、確実に財源を確保いただきますよう、強くお願いを申し上げます。

さらに、原子力災害から確実に復興を果たすには、国による長期的な支援が不可欠であります。第2期復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができますよう、柔軟な制度と十分な財源の確保をお願いいたします。

2点目は、ALPS処理水への責任ある対応であります。昨年8月にALPS処理水の海洋放出が開始されてから半年が経過し、今月末にも4回目の放出が実施されます。これまでの放出では、海域モニタリングに異常は見られず、強く懸念されていた当県水産物に大きな影響は出ていないなど、順調に推移しているものと思っております。

しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所内で、昨年10月に増設ALPSの配管洗浄作業において放射性物質を含む廃液が作業員へ飛散する事案が発生し、さらに飛散した廃液の量を当初の公表から大幅に訂正するなど、不十分な安全管理や信頼性を欠く情報発信が行われました。

また、今月7日には、汚染水から放射性物質を取り除く施設を設置している、建屋の排気口から放射性物質を含んだ汚染水約5.5トンが、漏えいする事案が発生しております。

このような事態がたびたび生じるようでは、海洋放出はもとより、燃料デブリの取り出しなど、今後困難な作業が続く廃炉作業そのものに不信を招きかねませんので、東京電力に対し、作業員をはじめとした安全対策の徹底を、強く指導いただきたいと思います。

また、海洋放出によって当県水産物には大きな影響は生じておりませんが、他の都道府県の水産物では中国等の禁輸措置などにより大きな影響が生じておりますので、ALPS処理水の問題は当県だけの問題ではなく、日本全体の問題として国内外における正確な情報発信と理解醸成に向けた対話の継続、安全な風評対策など、引き続き国が責任を持って取り組んでいただきますよう、強くお願いをいたします。

私からは以上であります。

○平木復興副大臣 続きまして、いわき市、内田市長、お願いいたします

○内田福島県いわき市長 いわき市でございます。日頃から皆様には大変お世話になっております。

私からは2点ほど申し上げたいと思います。

まず、1点目といたしましては、ALPS処理水と廃炉作業の安全対策についてであります。ALPS処理水の海洋放出に関しましては、これまでのところ大きなトラブルがなく実施されているものと承知しておりますが、外国政府による輸入規制や、国内の漁業関係者による様々な訴訟も起きておまして、理解醸成に関しましてはまだまだ途上だと思っておりますので、分かりやすく、かつ正確な情報発信と対話を引き続き行い、国内外への理解醸成に取り組んでいただければと考えております。

また、安全かつ着実な処理水の放出完了に向けまして、東京電力に対する適切な指導やモニタリングの実施による放出状況の監視については、最後まで国が責任を持って取り組んでいただきたいと考えております。

なお、万が一風評被害が発生した場合には、その範囲を広範に捉えるとともに、確実かつ迅速な賠償が実施されるよう、対策をお願いいたします。それと併せまして、常磐ものの販路拡大による支援や後継者対策も含めた、長期的な漁業者支援をお願いしたいと思っております。

一方、廃炉作業におきましては、昨年に発生した作業員の身体汚染事案や、今月7日には洗浄廃液が建屋の外に漏れいするなど、大きなトラブルが頻発しておりますので、再発防止策を含めまして、東京電力に対する監督や指導の強化をお願いしたいと思っております。

また、能登半島地震や、線状降水帯の発生など、近年大きな災害も頻発しておりますので、今後とも処理水の放出や廃炉が引き続き安全に進むように、指導・監督体制の継続をお願いしたいなと思っております。

2点目といたしましては、第2期復興・創生期間以降を見据えた支援についてでございます。第2期復興・創生期間以後も中長期的な復興創生に向けた取組を積み重ねていくことが、福島の復興・再生のためには必要不可欠であります。現在、いわき市におきましては、復興庁の浜通りリビングラボの取組によりまして、民間企業と本市が連携した防災教育を実施しております。さらには市独自の取組といたしまして、文部科学省が支援する地域連携プラットフォームの枠組みも今後活用しながら、産学官一体となったF-REIとの連携

強化も図ってまいります。F-REIの教育機能の強化は大きな命題だと思っておりますし、研究的な機能として出発しておりますけれども、高等教育機関が少ない浜通りにおきまして、そういった教育機能を若者たちに提供していくことが重要であると思っておりますので、引き続き御支援をお願いします。

加えまして、風力産業の育成に向けまして、昨年10月、いわきウインドバレー推進協議会の会員企業とともに、洋上風力発電の導入拡大が進む台湾を訪問しております。現地企業とのビジネスマッチングにより商談も行われるなど、新たな展望が開けつつあります。引き続き、取り組んでいきたいと思っておりますので、御支援をよろしく願いいたします。

国におかれましては、第2期復興・創生期間以降も風評対策など、所要の財政的支援の継続をお願い申し上げますとともに、浜通り地域の真の復興には長い期間が必要でありますので、今後とも浜通り地域における様々な自主・自立的な取組がさらに育まれるように、引き続きの御支援をお願い申し上げます。

○平木復興副大臣 続きまして、会津総合開発協議会、室井代表、お願いいたします。

○室井会津総合開発協議会代表（福島県会津若松市長） 会長を務めております会津若松市長の室井でございます。国・県の皆様には日頃より復興に向けて御尽力をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

それでは、私から会津地方17市町村を代表し、2点お願いを申し上げます。

初めに、ALPS処理水の海洋放出に係る風評対策についてであります。昨年8月24日からALPS処理水の海洋放出が実施され、県内の地場産品や産業における、風評の発生が懸念されております。風評対策における基本的な取組として、海洋放出の必要性や安全性への理解に向けて、国や東京電力による丁寧な説明を継続するとともに、モニタリング結果等の迅速な情報公開や放出設備の保守・管理を徹底し、安全確保に取り組むなど、引き続き万全な風評対策を講じていただきますよう要望いたします。

また、新たな風評被害が発生した場合に備え、迅速な補償対応に取り組むことができる体制の強化につきましても、重ねてお願いをいたします。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う賠償基準であります中間指針については、福島県内で地域の分断を生じさせないよう、住民視点に配慮し、被害実態に見合った指針の見直しを行うとともに、東京電力に対し、指針はあくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえつつ、被害者視点に寄り添った対応を行うよう、国において指導することを要望いたします。

2点目は、野生きのこ出荷制限解除についてであります。出荷制限が続いている野生きのこ等は、会津の中山間地域において重要な資源であり、地域の貴重な食文化の維持や継承に寄与しております。昨年には野生のマツタケ、ネマガリダケに続き、ナメコ、ナラタケ、ムキタケについて、非破壊による放射性物質検査で安全性が確認されれば出荷することが認められるようになりました。

つきましては、他の主要なきのこ、山菜についても同様に安全性の確認を徹底しつつ、簡易な検査を行って出荷できるよう、今後も検証を進めていくことについて要望いたします。また、野生きのこの出荷をなりわいとしている方々の負担軽減に向け、福島県内で1か所にとどまる非破壊による放射性物質の検査体制について、当会津地域を含めた県内数か所に拡充できるよう、御支援をお願いいたします。

私からは以上です。

○平木復興副大臣 続きまして、福島県市長会、立谷代表、お願いいたします。

○立谷福島県市長会代表（福島県相馬市長） 今、第2期復興・創生期間後の体制について、それぞれの皆さんから話があったと思うのですが、もう13年です。15年先のことはもうすぐなので、このことについていろいろお願いしたいと思います。

まず、医療の問題ですけれども、例えばいわき市などは震災のとき、医師・看護師が大量に出ていったのです。まだ回復していない。それに対して地域医療再生臨時特例交付金ということで御支援いただいております、十分に機能しているので、ぜひ継続していただきたい。医師、あるいは看護師、医療従事者などの人材不足について御留意いただきたい。

それから、心のケアについてです。ちなみに相馬市には今、双葉郡から身を寄せている子供さんたちが100人弱います。災害の恐怖というのはだんだん薄れてきているものの、臨床心理士を独自に雇って心のケア事業にいろいろ尽力しています。心のケアというものは、なかなか収まるものではありませんので、将来的にも継続していきたい。

また、被災高齢者のケアも必要です。被災高齢者の方々の人生の再建はなかなか難しいですから、ある程度ケアしてあげないといけないということでございます。

漁業のことについてもお願いしたいです。先ほど農林水産大臣の坂本先生には申し上げたのですが、一昨日、相馬の造船所が焼失いたしました。調べましたら、1年間に約5艘造っているのです。そのほかに、大体100艘の修理をしているのです。そのほかメンテナンスに関わることをいろいろやっているのですが、これができなくなってしまいました。そうしますと、風評被害の最たるものは漁業だと言われているのですが、頑張っていこうとするとときにメンテナンスをする業者がないということになると大変困ることなので、再建させなくてはいけないと思いますので、御支援をお願いしたい。いろいろな方法、アプローチがあろうかと思うのですが、私個人としては、今は思いつかないのですけれども、いろいろ考えていただきたい。

もう一つ、これはいつも言っていることですが、放射能教育について申し上げざるを得ないと思います。大抵の国民は放射能の何たるかをまだ分かっていません。副読本とかいろいろやっていますけれども、まだ分かっていないです。その結果、UNSCEARという放射能の影響に関する国連科学委員会の調査において、約40%の国民が「福島県の子供は遺伝的に将来問題を残すだろう」と言っているわけです。

そのアンケートによる環境省のレポートがあるのでありますが、読んでみましたら、大変驚くべきことが書いてあるのです。将来健康影響を及ぼす可能性が高いと考えている人



が40%と、少数派であると書いてあるのです。そう考えない人が60%で多数派であると。40%の国民が将来影響を及ぼすと考えているにもかかわらず、それを少数派であると考えられるとは何事だと、私は思っているわけです。例えば福島県の人々が結婚しようとする、親戚が10人いたら、そのうち4人が不安や心配になると言うわけです。何も心配や不安になることはないのです。そもそも放射能の影響はゼロではないですけれども、ほとんどなかったのです。

この大問題に対して真摯に向き合っていただき、国民の放射能リテラシーを上げていかないと、いろいろな意味で解決はほど遠いのではないかと考えております。どうか御留意いただきたいと思います。

○平木復興副大臣 続きます、福島県議会、西山議長、お願いいたします。

○西山福島県議会議長 県議会です。今日は大変ありがとうございます。

重複をいたしますが、5点ほど申し上げます。

1点目は廃炉と除去土壌についてであります。お話がございましたが、身体汚染、水漏れといった人為的ミスが続いております。これは遺憾と言わざるを得ないと思っております。専門家からは計画違反ですとか、予防は可能といった指摘もございます。また、デブリの取り出しが今年から始まってまいります。信頼が第一です。ぜひ齋藤経済産業大臣には、協力企業も含めまして緊張感を持って作業を進めていただくよう、東京電力を強く指導していただきたいと思います。

続きます、除去土壌についてですが、県外の最終処分、先ほどもございましたが、これは国との約束です。ALPS処理水の放出が始まりましたが、IAEAの評価をいただいて分かりやすい放出前の説明があったと思っております。除去土壌につきましても外部機関を含めた特に数字等、分かりやすい表現をしっかりと国のほうで確立、言及していただいて進めていただきながら、理解の醸成を図っていただきたいと思います。

2点目がALPS処理水の処分、風評についてであります。これもお話がございましたが、中国による日本産水産物の輸入停止など、大きな影響が生じているのも事実であります。漁業関係者の心労をお量りすると大変なものがあると思っております。新しい販路の開拓を今盛んにやっていただいておりますが、もっともっと進めていただきまして、国内外への理解醸成を図っていただきたいと思います。

3点目が特定復興再生拠点区域外の避難指示解除についてであります。お話がごさいますように原発事故から13年になります。帰還を希望する方々の高齢化が進んでおまして、一刻の猶予もないというのが現状だと認識しております。そういった帰還を希望する方々の帰還実現のために作業を加速化していただきたい。また、帰還意向のない方の土地や家屋についての具体的な方針も早急に示していただき、将来の全域解除について責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

4点目が原子力損害の賠償についてであります。中間指針第五次追補等を踏まえました追加賠償がなかなか進んでおりません。連絡が取れない方への対応も含めまして、東京電

力を御指導いただきたいと思います。

5点目がこれも再三出ておりましたが、復興財源の確保についてであります。我々議会の側から見ておりますと、国会議論において、例えば防衛予算とか子育て予算については相当議論されていると思っておりますが、復興予算に関する予算が表に出てきていないのが寂しく感じております。30年かかります。しっかりとした予算の確保をお願い申し上げます。

結びになりますが、我々県議会はこれまでも、子供たちの笑顔があふれる安全・安心なふるさとの福島の復興に向けて全力で取り組んでまいりました。今後とも国・関係機関の皆さんと一緒に、30年後の見たことがないすばらしい福島を実現してまいりたいと思いますので、御協力・御指導をお願い申し上げます。

以上です。

○平木復興副大臣 ありがとうございます。

以降は国からの御回答を申し上げたいと思います。

まずは土屋復興大臣からよろしく願いいたします。

○土屋復興大臣 内堀知事をはじめ、皆様からいただいた御要望について、まず、私からお答えします。

避難地域の復興・再生について申し上げます。原子力災害被災地域においては、地域によって避難指示が解除された時期に違いがあり、生活インフラの整備状況や住民の帰還状況など、復興の状況や課題は様々でございます。政府としては、これまでに福島再生加速化交付金や福島生活環境整備・帰還再生加速事業等により、帰還環境の整備や移住・定住の促進に向けた支援を行っており、引き続き住環境の整備等に向けて、きめ細かく支援をしてまいりたいと思います。

被災自治体における職員確保について、復興庁では、自治体に常駐する任期付職員の採用や、全国各地の自治体を訪問して被災自治体への職員派遣の協力依頼等を行っているところでございます。総務省と連携して職員確保に向けて支援をしてまいります。

特定帰還居住区域復興再生計画については、昨年9月以降、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町の計画を認定したところでございます。計画の作成に当たっては、地元自治体の皆様とも十分に協議しながら進めておりますが、引き続き帰還を希望する住民の方々が1日でも早く帰還できるよう、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を各自自治体とも丁寧に協議しながらしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に避難者の生活再建について申し上げます。被災者の方々が置かれている状況は様々であります。心のケア、コミュニティー形成支援などの自治体の取組について幅広く支援をしており、引き続き被災者の一人一人に寄り添った支援に取り組んでまいりたいと思います。また、帰還された住民が十分な医療サービスを受けられるように、地域医療再生基金の活用等により、医療施設の再開・開設や人材確保等を支援してまいりたいと考えております。教育環境の整備についても、被災した児童・生徒が安心して学べる環境の確保に

向け、関係省庁と連携して取り組んでまいります。

風評払拭・風化防止対策について申し上げます。昨年8月、関係閣僚等会議においてALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処すべく、政府として全責任を持って取り組むことを表明した上で、海洋放出が開始されたところでございます。復興庁ではこれまでに、国内外に対し科学的根拠に基づいた正確な情報の発信や地域の魅力発信等に取り組んでおり、最近ではタイ及びベトナムにおいて、三陸・常磐ものをはじめとした地元産品や地域の魅力発信イベントを行いました。引き続き風評対策について政府一丸となって取り組んでまいります。

原発事故に伴う日本産食品の輸入規制については、政府として規制の撤廃を働きかけてきているところでございます。これまでに55のうち、48の国・地域が規制を撤廃いたしました。一方、ALPS処理水の海洋放出に伴い、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない日本産水産物の輸入規制の強化に対しては、引き続き規制の即時撤廃を働きかけているところでございます。

次に、福島イノベーション・コースト構想について申し上げます。昨年11月に第4回福島イノベーション・コースト構想推進分科会を開催し、構想の進捗状況を関係者で共有いたしました。その中で、内堀知事より福島イノベーション・コースト構想のさらなる発展に向けた方向性について整理することを提案いただきました。復興庁としても、福島イノベーション・コースト構想推進分科会での議論や内堀知事の御提案を受け止め、福島県をはじめ、関係省庁ともよく連携して検討を進めてまいります。

また、福島国際研究教育機構、いわゆるF-REIにつきましては、昨年4月の設立後、山崎理事長のリーダーシップの下、着実に業務を進めるとともに、認知度の向上に取り組んでいます。具体的にはロボットや農林水産業などの5分野の委託研究を進めるとともに、浜通り地域等の15市町村ごとの座談会や、福島県内の14の教育機関でのF-REI役員によるトップセミナーを開催してきました。特に農林水産業分野の研究開発では、地域の農業者等と意見を交換し、そのニーズを把握しながらスマート農業技術の実証研究等に取り組んでおります。復興庁としても、F-REIの創造的復興の中核拠点を目指す取組を引き続き支えてまいります。

復興を支えるインフラ整備についても関係省庁とも連携してまいります。これまでに申し上げた取組など、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズに応じてきめ細かく対応を行っているところでございます。

原子力災害被災地域においては本格的な復興・再生に向けて中長期的な対応が必要でございまして。引き続き、予算の確保や各自治体との連携を通じて、福島復興・創生に全力を尽くしてまいります。

私からは以上でございます。

○平木復興副大臣 続きまして、坂本農林水産大臣から回答をお願いいたします。

○坂本農林水産大臣 JA福島中央会からの御要望が3点だったと理解いたします。

1つ目は、担い手不足ということで超スマート化を急いでほしいというようなこと。

2つ目は、WCSの収穫が普通のコンバインと違って大型機械を福島の場合は使うので、耐久性に非常に問題がある、それについての支援をお願いしたいというようなこと。

3点目は、令和8年以降の支援をしっかりとお願いしたい。

この3つだったというように理解をいたします。

超スマート化につきましては、F-REIにおけます部門横断的な研究開発を推進いたします。農研機構等ともいろいろ連携を取ってまいりたいと思っております。今国会に新しい法律としてスマート法も出しますので、そういった法律も駆使しながら、これから超スマート化を進めてまいりたいと思っております。

2番目のWCSの収穫の大型機械についてでございますけれども、これについては機械等のリース制辺りをさらに導入して、そして、耐久性があるような機械の導入の支援をしていきたいと思っております。私の地元・熊本は、耕畜連携で圧倒的にWCSの栽培が多いところでございますので、参考意見としていろいろと、JA熊本中央会に聞いてみたいと思っております。

それから、令和8年以降の課題につきましては、政府全体の復興関連事業の在り方等を踏まえなければなりませんので、関係省庁としっかり話をしてまいりたいと思っております。

立谷市長から先ほどお伺いいたしました造船所の問題について、年間で約5隻を新造、約100隻を修理されているということですので、水産の復興計画そのものを今後見直さなければならぬことになるのだらうと思っております。

本来、造船所ですので窓口は中小企業庁かもしれませんが、水産業の復興に非常に大きなかわり合いを持ってきますので、個別にお伺いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○平木復興副大臣 続きまして、齋藤経済産業大臣から回答をお願いいたします

○齋藤経済産業大臣 まず、多くの方から東京電力への指導という話がございます。重く受け止めさせていただきます。福島第一原発における作業員の身体汚染や水漏れの事案につきましては、東京電力より再発防止策は示されていますが、この水漏れの事案に関しましては、今後、私が東京電力の小早川社長を呼んで、再発防止策の徹底も含め、経営上の最重要課題として、今後さらなる安全の確保に万全を期して廃炉作業に取り組むように指導したいと思います。

経済産業省では、福島第一原子力発電所の廃炉に向けて汚染水発生量の低減、使用済み燃料プールからの燃料取り出し、ALPS処理水の処分などを進めているわけではありますが、私自身、発電所の視察を通じて、廃炉に向けた課題についても改めて認識をしたところがあります。今後、最難関の取組である燃料デブリの取り出しを実施する予定でありまして、特に2号機での試験的取り出しにつきましては、遅くとも今年・2024年の10月には着手をすべく準備を進めているところがあります。加えて、ALPS処理水の放出につきましては昨年8月に海洋放出が始まって3回目が終了しております。これまでのモニタリング結果か

ら安全であることが確認をされていますが、引き続き、東京電力には緊張感を持って対応を行うよう指導していききたいと思います。

また、本年1月にIAEAより公表された、海洋放出後初めてのレビューに関する報告書におきましても、日本の取組について、関連する国際安全基準の要求事項と合致しないいかなる点も確認されていない、そういう見解が示されておりまして、ALPS処理水の海洋放出が安全に行われていることが改めて確認されたものと認識をしています。

一方、中国とは昨年の中首脳会談で、ALPS処理水についてお互いの立場に隔たりがあると認識しながら、建設的な態度をもって協議と対話を通じて問題を解決する方法を見出していくことで一致しています。様々なレベルで中国側との意思疎通を行っているところでありまして。引き続き中国には、今般のIAEA報告書をはじめ、ALPS処理水の安全性やモニタリング結果を透明性高く丁寧に説明するとともに、日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を強く求めていききたいと思います。

また、一部の国地域による輸入規制措置を踏まえまして、政府としては全国の水産業支援に万全を期すべく、総額1,007億円の政策パッケージ及びその後に措置した令和5年度補正予算89億円等を活用して、漁業者の事業継続への支援を実施しております。福島県の漁業者にもこれの支援策を活用していただいているところであります。

さらに、三陸・常磐ものの消費拡大に向けて、本年1月22日からは、三陸・常磐ウィークス第3弾を実施しております。一昨日、福島県小名浜のサンマのポーポー焼きや福島県産コシヒカリなどを盛り込んだ三陸・常磐もののお弁当をおいしくいただきましたが、引き続き私自身が先頭に立って魅力発信を行って、消費拡大を呼びかけていく所存であります。

その上で、これらの支援策を講じて、なお被害が生じた場合におきましては、被害の実態に見合った必要十分な賠償が迅速かつ適切に実施されるよう、東京電力を引き続き指導をしていききたいと思います。

JA福島の管野さんからあったお話につきましては、当事者同士の問題についてはコメントを差し控えますが、いずれにしてもALPS処理水に伴って風評被害が発生した場合には御事情をお伺いして、損害に対しては適切な賠償が実施されるよう、東京電力をしっかりと指導していききたいと思います。

福島の復興には福島第一原発の廃炉が不可欠と痛感をしているところであります。経済産業省として廃炉作業の進捗状況を確認しつつ、安全かつ着実に進めるよう、これも東京電力を指導していききたいと思います。

以上です。

○平木復興副大臣 続きまして、伊藤環境大臣から回答をお願いいたします。

○伊藤環境大臣 多くの方から御質問をいただきました帰還困難区域の復興・再生に関してでございます。

まず、特定帰還居住区域については、環境省として区域が設定され次第、速やかに土地

関係者の方々の同意取得を進め、除染や家屋等の解体について早期の着手を目指してまいります。2020年代にかけて「故郷に戻りたい」という御意向のある住民の方々が御帰還できるよう、私も現場の声をよく伺いながら、環境省として除染や家屋等の解体について、地域の方々に寄り添って丁寧に積極的に取組を進めてまいります。

次に、除去土壌等の県外最終処分に向けた取組についてでございます。県外最終処分に向けては、国民の理解醸成に力を入れていくとともに、IAEA等の有識者からの助言等を踏まえ、減容技術の絞り込みや最終処分・再生利用の基準、最終処分場の構造、必要面積等について2024年度中に取りまとめてまいります。

また、県外最終処分に向けた取組に空白の期間が生じないように、今後の進め方も検討していかななくてはならないと考えております。地域とのコミュニケーションの在り方等についても検討に着手したところでございます。

最終処分に向け、私としてもリーダーシップを発揮して着実に取組を進めるとともに、検討の結果を踏まえ、2025年度以降の進め方をお示ししてまいりたいと思います。

それから、ALPS処理水の海洋放出に係る風評対策についてでございます。ALPS処理水に係る風評被害対策の基本は、客観性、透明性、信頼性の高いデータを示し、発信していくことだと思っております。先に申し上げたとおり、これまでのモニタリングの結果から人や環境への影響がないことを確認しております。4回目の放出が2月下旬から予定されておりますので、引き続き、迅速な分析を行うなどモニタリングを継続し、結果を分かりやすく発信してまいります。

原子力、あるいは放射能に対する教育は重要だと思っております。詳しくは滝沢副大臣から御説明させていただきます。

以上です。

○平木復興副大臣 続きまして、高木復興副大臣から回答お願いいたします。

○高木復興副大臣 復興副大臣の高木宏壽です。私からもいただいた御意見に対してお答え申し上げます。

杉岡村長から道路整備について御意見をいただきました。飯舘村と東北中央自動車道を結ぶ主要地方道、浪江一国見線については、道路管理者である福島県より道路の利用状況等を総合的に見極めながら、道路整備の必要性について検討を進めると聞いております。今後とも引き続き福島県と連携し、丁寧に状況を伺いながら、御要望については関係機関にお伝えしてまいります。

次に、内堀知事、渡邊福島県商工会議所連合会会長より、ホープツーリズムの推進について御意見をいただきました。東日本大震災の惨禍を語り継ぎ、自然災害に対する危機意識・防災意識を醸成する観点からも、震災、原子力災害の被災地域を訪れ、深い学びを得られるホープツーリズムの推進は重要であると認識しております。政府としては、福島県における観光関連復興支援事業により、福島県が観光復興を促進するために実施する滞在コンテンツの充実や強化、受入環境の整備等に対しての支援を行っているところです。引

き続き、関係省庁や地方自治体と連携し、ホープツーリズムに対し支援を行ってまいります。

以上です。

○平木復興副大臣 続きまして、岩田現地対策本部長から回答をお願いいたします。

○岩田現地対策本部長 現地対策本部長、経済産業副大臣の岩田でございます。私からも数点お答えをさせていただきます。

まず、追加賠償についてでございます。中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償につきましては、経済産業省としても東京電力に対して、迅速かつ着実な賠償を行うように指導をしているところです。これを踏まえ、東京電力では人員体制も強化し、まだ請求いただけていない方への広報にも取り組んでいるところです。今後も状況を確認しつつ、追加賠償が適切かつ円滑に行われますように、そしてまた、賠償に当たっては中間指針の趣旨を踏まえて、損害の実態に見合った適切な賠償を行うように、引き続き東京電力を指導してまいります。

次に、避難指示解除に向けた取組についてお答えをいたします。各自治体におきまして、特定帰還居住区域復興再生計画の調整が行われてきており、皆様の御尽力もありまして、これまでに、一部の自治体では計画認定がなされてきているところがございます。国として、帰還される住民の方々が安全・安心に御帰還いただけますように、必要な範囲の区域設定につきまして、これまでも双葉町をはじめとして各自治体とも丁寧に協議をさせていただきながら、また、住民説明会等にも出席をさせていただくなど、国としても地元住民の声を丁寧に伺いながら進めさせていただいているものだと承知しておるところでございます。

引き続き、各自治体とも十分に協議をするとともに、残りの自治体について、計画の策定につきまして協議を進めさせていただきたいと考えておりますし、また、可能な限り早期の帰還に向けて、除染やインフラ整備などの避難指示解除に向けた取組を速やかに前に進めていきたいと考えております。

まずは、2020年代をかけて帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるように、こうした取組を進めてまいりますし、また、残された土地・家屋等の扱いにつきましても、皆様と協議を重ねつつ、検討してまいりたいと思います。その上で、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示解除を実現するべく、責任を持って取り組んでまいります。

次に、産業振興について、特に福島イノベーション・コースト構想、企業誘致についてお答えいたします。今後とも産業復興に向けまして事業・なりわいの再建に加えて、企業立地の支援、新産業の創出や交流人口拡大などを通じて創造的復興を加速してまいります。特に福島イノベーション・コースト構想は産業復興の柱であり、エネルギー、環境、リサイクル分野を含む重点分野におきまして、イノベ実用化補助金による先進事例の支援等を通じて新産業の創出を後押ししてまいります。また、今後は同構想をさらに発展させ、福島に既に立地している研究施設等の取組に横串を刺す司令塔となる中核的な拠点の福島国

際研究教育機構（F-REI）とも連携いたしながら、取り組んでまいります。

また、地域の復興を着実に進展させ、多くの住民の帰還維持を促すためには、働く場所の確保に向けた支援が重要です。被災12市町村等への企業誘致を促進するために、自立補助金につきましては、令和6年度予算案においても所要額を計上しております。引き続き被災地の復興のステージに応じたきめ細やかな対応を継続するべく、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。さらに2023年の7月に策定しました「福島新エネ社会構想加速化プラン」に基づいて、福島県における再エネの導入拡大、水素の社会実装に向けた取組も後押しをしております。

以上です。

○平木復興副大臣 続きまして、馬場総務副大臣から回答をお願いいたします。

○馬場総務副大臣 総務副大臣の馬場でございます。

伊澤福島県原子力発電所所在町協議会代表より、交付税等の復興財源の確保について御発言がございました。令和3年3月に閣議決定されました「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、原子力災害被災地域について、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って復興・再生に取り組むこととされ、当面10年間、本格的な取組を行うこととされております。そして、この基本方針の中では第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行うこととされており、総務省といたしましても引き続き、関係省庁と連携しつつ、被災自治体が必要な復旧・復興事業を確実に実施できるよう、万全を期してまいります。

また、内堀知事より、被災自治体への人的支援の継続について御発言がありましたが、総務省では全国市長会及び全国町村会と連携した中長期派遣スキームを構築しており、東日本大震災などの被災市町村に対して職員を派遣しておりますが、令和6年度も福島県内の被災市町村から東日本大震災分として中長期の職員派遣要望をいただいておりますので、令和4年度からは復興庁や地方三団体等と連携して、各都道府県、指定都市、中核市、特別区に対してオンライン説明会を開催するなどとともに、復興庁と連携して地方公共団体を個別に訪問して派遣の依頼を行っております。

また、令和5年8月に、総務大臣から全国の都道府県知事及び市区町村長に対して書簡を発出し、応援職員の派遣について格別の協力を依頼いたしました。今後とも福島県の実情を丁寧に伺いながら、復興庁や地方三団体等とも連携し、応援職員の派遣について積極的に働きかけを行うなど、人材の確保に向けて継続して取組を進めてまいります。

以上です。

○平木復興副大臣 続きまして、滝沢環境副大臣から回答をお願いいたします。

○滝沢環境副大臣 環境副大臣の滝沢でございます。

先ほど立谷相馬市長から放射能に関する教育について御意見をいただきました。放射線の健康影響に係る誤解やそこから生じる風評、偏見、差別は大きな問題と考えております。



先ほど市長が触れられました環境省が昨年度行ったアンケート調査では、「福島県で次世代以降の人に放射線による健康影響が起こる可能性がある」と回答した人が全国で45%以上に上るなど、依然として誤解を持つ方がいらっしゃる状況に、私どもは危機感を持っているところであります。

このため、環境省では、放射線の健康影響に係る風評や差別・偏見を取り払う取組である「ぐるプロジェクト」において、全国の企業や大学などへのセミナーや作品の公募を通じて、自ら情報発信をする機会を提供しているところでもございます。差別や偏見は決して許してはなりません。今後とも専門家の意見を取り入れながら、情報の受け手の特性に応じて内容を工夫するなど、より効果的・戦略的な広報を行ってまいりたいと考えております。

東日本大震災と原発事故からの復興・再生は、これからも環境省にとって、最重要の課題でございます。本日いただいた貴重な御意見も踏まえて、皆様方と連携を取りながら、一步一步着実に取組を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○平木復興副大臣 私からも、何点か御回答を申し上げたいと思います。

まず、室井市長、伊澤町長のほうから、被害実態に見合った中間指針の見直しについて御意見をいただきました。中間指針は、文部科学省に設置されております原子力損害賠償紛争審査会において被害の実態を踏まえ、様々な観点から検討し、策定されているものと認識をしております。東京電力が賠償を実施するに当たりましては、地域の実情を把握し、個別具体の事情をよく伺って丁寧に対応を行うことが重要であります。本日いただいた御意見につきましては、前回協議会後の対応に引き続きまして、文部科学省にもしっかりと伝えてまいりたいと思います。

室井市長より野生きのこ等の出荷制限等の解除について御意見をいただきました。福島県が定めました出荷検査方針に従い、適切に管理・検査できる体制が整備された場合、非破壊検査法により基準値を下回ることが確認できたものは現在、出荷が可能となっております。また、厚生労働省では非破壊検査法の適用品目を拡大できるよう、研究班による検証等に努めているほか、農林水産省においては非破壊検査機の導入支援も行っており、引き続き、厚生労働省や農林水産省とも連携し、必要な対応に努めてまいります。

立谷市長からは、医療人材の確保及び放射線教育について御意見をいただきました。

医療人材の確保については、被災地域のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、これまでに地域医療再生基金を活用し、医療従事者確保を行う医療機関への人件費等の支援や、県内の医療機関での勤務を希望する医学生への修学資金貸与などの支援を行ってきました。本基金は、令和6年度概算決定において21億円を計上しているところでありますが、引き続き、福島県や関係市町村の御意見を伺いながら、厚生労働省と連携し、必要な支援に努めてまいります。

また、放射線教育につきましては、先ほど環境省のほうからも御回答がございましたが、復興庁が中心となり策定しました、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づきまして、放射線に対する正しい理解の醸成について、関係省庁が一体となって取組を進めているところでございます。復興庁においては、妊産婦向けのパンフレットの配付や、親子向けに実験を通じて放射線について学べるブースの出展、全国の高等学校において出前授業を実施するなど、放射線に関する基礎知識等を幅広い世代に対して情報発信しております。

また、文部科学省において、放射線に関する科学的な理解の一助となるよう、放射線副読本を各学校等に周知しており、今後とも広く授業での活用を促進してまいります。引き続き、関係省庁と連携し、放射線教育について国を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

終わりになりますが、本日議論された内容はもちろんのこと、今後、皆様から頂戴をいたします様々な御意見についてもしっかりと受け止め、引き続き福島の復興・再生に全力で取り組んでまいります。

それでは、御意見に対する国からの回答は以上とさせていただきます。

ここで内堀知事から御発言をお願いいたします。

○内堀福島県知事 本日、政府の皆さんには、我々福島県サイドの思いをしっかりと受け止めていただき、関係の大臣・副大臣等から真摯な回答をいただきました。

今日の協議会は非常に思いが込められており、ぜひこの福島県の思いを、今後、国の政策に生かしていただきたいと考えております。

今、能登半島、特に石川県、富山県等に福島県の方々が行って熱心に応援活動を行っております。そのとき、現地の方は2つの思いを持っておられるようです。

1つ目は、応援活動の従事者は背中に県や市町村の名前、あるいは医療機関等の名前が付いているジャンパーを見て、「あの福島から来てくれたんだ」、「あなたたちも大変だったもんね」、同じ被災地同士だという共感や、「わざわざ来てくれて嬉しい」という感想をいただいております。

もう一つの思いは、福島自身の復興が完了していないということを能登の皆さんは御存じであり、その福島が頑張って復興を前に進めている姿があるから、「我々も福島のように頑張っていかなくてはいけないな」という思いを持っていただいているようです。

福島県は、まだこれからも10年、20年、復興に向けた長い道のりが続きますが、福島県自身が頑張っていくことが、実はこのように新たに災害に遭って、これから復旧・復興を傷つきながら始めなくてはならない自治体の皆さんにとっても、一つの希望になるかと考えています。

我々はこれからも最大限の力を尽くしてまいります。ぜひ政府の皆さんには、これからも我々と思いを一つに復興の加速に取り組んでいただきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

○平木復興副大臣 最後に、土屋復興大臣から締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○土屋復興大臣 内堀知事をはじめ、福島県の復興・再生に取り組んでおられる皆様方には今日は貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

今、内堀知事からお話がありました、石川県の能登の被災地の現在の状況でございますけれども、まさに自分たちの復興が終わっていない福島県から大勢の皆様が来ていただいたということで、私も聞いております。本当にどうしようかという不安の中で福島の方から励まされて、福島も頑張っているの自分たちも頑張ろうという思いになったということ聞いておりますので、本当にありがたい次第でございます。各市町村からも人を出していただいているということ、自分たちも人手が足りないのに、そういう本当に一つ一つの力、それは何よりも復興に大切なことだと感じているところでございます。

また、復興において、私も短い中でおつき合いさせていただく中で、それぞれの町で課題はいろいろあるということも感じてまいりました。その一つ一つを丁寧に私たちは支援していくことが必要であろうと思います。今日、こうして坂本農林水産大臣、齋藤経済産業大臣、伊藤環境大臣、それから、副大臣等々、みんなそろってお邪魔させていただきましてけれども、私たちは政府一丸となって横串を刺して、しっかりと応援するのだという思いで今日ここに来させていただいております。これからも頑張るまいります。さらにいろいろな問題が起きてくると思いますけれども、御意見がありましたら相談をいただければ、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

本日は、皆様から本当に様々な有意義な意見をいただきまして、ありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。

## 5. 閉会

○平木復興副大臣 ありがとうございました。

なお、本日の会議資料につきましては全て公表とし、議事について構成員の皆様の確認をいただいた上で、復興庁ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。

会議の内容につきましては、この後、ぶら下がり記者会見において土屋復興大臣からブリーフィングを行わせていただきます。

皆様の御協力をいただきまして、ほぼ予定の時間どおりに議事進行を進めることができました。改めて御礼を申し上げます。

本日の会議はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。